

令和8年4月16日

保護者 様

船橋市立高根中学校長

警報等発表時及び地震等発生時の児童生徒の登校について（周知）

日頃から本校の教育活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

さて、船橋市教育委員会では、警報等発表時や地震等発生時の学校対応について下記のとおり基本方針を策定しています。

各ご家庭で防災情報を確認の上、登校の判断をしてください。

なお、詳細につきましては、学校対応表でご確認ください。

記

1 警報等発表時の学校対応について

(1) 午前7時の時点で気象庁の防災情報で船橋市に「特別警報（大雨、暴風、大雪、暴風雪）」、「警報（大雨、洪水、暴風、大雪、暴風雪）」が発表されている場合、公立小・中学校は臨時休業とします。

(2) 学校から、原則、メール配信は行いません。

(3) 臨時休業の場合、教育委員会から午前7時頃に「ふなばし情報メール」と「船橋市ホームページ」で周知します。状況によっては午前7時頃に周知できない場合がありますので、学校対応表に沿ってご家庭で判断をお願いします。

2 地震等発生時の学校対応について

(1) 気象庁の防災情報で船橋市に震度5強以上、東京湾内湾に大津波警報、津波警報が発表されている場合、公立小・中学校は臨時休業とします。

(2) 学校から安否確認や再開等について必要に応じて連絡があります。学校から連絡があるまで自宅待機とします。

(3) 臨時休業について、教育委員会職員は避難所開設を行うため、教育委員会から「ふなばし情報メール」と「船橋市ホームページ」で周知することができません。学校対応表に沿ってご家庭で判断をお願いします。

3 給食について

(1) 臨時休業になった場合は、給食費の返金はいたしません。

（2026年4月より給食費無償化になっている小学校、小学部は該当しません。）

(2) 交通機関の停止などの影響で食材が届かない場合は、献立と内容が変更となることもあります。

気象庁は令和8年5月下旬（予定）から新たな防災気象情報の運用を開始します。
改訂版につきましては、気象庁の新たな運用後に改めて周知いたします。

警報等発表時の学校対応表



令和7年4月

【対応の基本方針】

- ・保護者は気象庁の防災情報で **船橋市** に警報・注意報等が発表されている場合、以下のとおりの対応をお願いします。
- ・臨時休業について、教育委員会から午前7時頃にふなばし情報メールと市ホームページで周知します。ただし、状況によっては午前7時頃に周知できない場合があります。まずは保護者で確認するようにお願いします。

【前日(週明け)などに悪天候が予想される】

- ・学校は児童生徒への指導、保護者へ対応のメール配信等を行います。その対応に沿ってください。(朝の練習などの活動中止を含める。)

	警報・注意報等	学校の対応			家庭の対応
		授業	給食	連絡	
登校前	特別警報 (大雨・大雪・暴風 ・暴風雪)	午前7時に警報が 発表されている場合 臨時休業	中止	原則、メール配信 は行わない	午前6時 警報有→自宅待機
	大雨警報 洪水警報 暴風警報 暴風雪警報 大雪警報	午前7時に警報が 解除されている場合 通常通り	あり (一部変更の 可能性あり)		午前7時 警報解除→通常通り
	雷注意報 竜巻注意情報 その他注意報	通常通り	あり	対応がある場合 のみメール配信	保護者の判断で 遅刻・欠席可 通常通り
登校後	特別警報 (大雨・大雪・暴風 ・暴風雪)	中学校区で協議 安全が確保されるまで 児童生徒は下校させ ない 避難所開設等 可能性あり	あり (一部変更の 可能性あり)	メール配信あり ※停電や通信障 害によりメール配 信できない可能 性あり	引き渡しや状況の変化に 備える
	雷注意報 竜巻注意情報 その他注意報		あり	対応がある場合 のみメール配信	
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に近い場合、自宅に近い場合、両方とも遠い場合等、様々なケースが考えられます。児童生徒の登下校の時間帯には、学校に職員がいます。学校に登校した場合や引き返してきた場合には、児童生徒を受け入れる体制は整っています。 ・学校が保護している場合には、引き渡しカードに基づき引き渡しとしています。 				



ふなばし情報メール登録はこちら
配信カテゴリは「ふなばし災害情報」と
「教育委員会からのお知らせ」>「臨時休
業情報」、「重要情報」の3つを必ず選択
してください。



船橋市ホームページはこちら
午前7時頃に市ホームページで
お知らせします。



気象庁(船橋市の警
報・注意報)はこちら

二次元コードをタップすると各ページに移動します。

地震等発生時の学校対応表

令和7年4月



【対応の基本方針】

- ・保護者は気象庁の防災情報で **船橋市** に震度5弱等が発表されている場合、以下のとおりの対応をお願いします。
- ※震度計の不具合等により、万一、市内の震度が計測、発表されなかった場合は、隣接市(市川、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市)のいずれかの市の最も高い震度を基準に判断してください。
- ・地域によって被害状況が異なることや避難所開設準備のため、教育委員会からふなばし情報メールや市ホームページでの周知は行いません。

【事後対応】

- ・学校再開については、避難所開設の状況や施設、通学路等の点検等から総合的に判断し、学校からメール配信等を行います。

	震度・警報・注意報等	学校の対応			家庭の対応
		授業	給食	連絡	
登校前	震度5強以上 大津波警報・津波警報 (東京湾内湾)	臨時休業 避難所開設	中止	安否確認や再開等について必要に応じて連絡	臨時休業 学校から連絡があるまで自宅待機
	震度5弱 津波注意報(東京湾内湾) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	施設・通学路の点検 臨時休業、登校時間変更の判断	状況判断	可能な限り連絡 ※連絡できない可能性あり	学校から連絡があるまで自宅待機
登校後	震度5強以上 大津波警報・津波警報 (東京湾内湾)	授業中止 保護者に引き渡すまで保護	状況判断	可能な限り連絡 ※連絡できない可能性あり	引き渡し (引き渡しカードに基づく)
	震度5弱 津波注意報(東京湾内湾) 南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震警戒)	中学校区で協議 安全が確保されるまで児童生徒は下校させない 連絡できない場合は引き渡し			引き渡しや状況の変化に備える 学校からの連絡が無い場合は引き渡し
登下校中	<ul style="list-style-type: none"> ・学校に近い場合、自宅に近い場合、両方とも遠い場合等、様々なケースが考えられます。児童生徒の登下校の時間帯には、学校に職員がいます。学校に登校した場合や引き返してきた場合には、児童生徒を受け入れる体制は整っています。 ・学校が保護している場合には、引き渡しカードに基づき引き渡しとしています。 				




気象庁の防災情報（地震）はこちら

二次元コードをタップするとページに移動します。

「警報等発表時の学校対応」に関するQ&A

質問	回答
「保護者の判断で遅刻欠席可」となっていますが、出欠席の取扱いはどうなりますか。	保護者の判断で欠席や遅刻をする場合には、欠席や遅刻の取扱いにはなりません。学校にご連絡ください。
警報が発表されていることが分からず登校してしまった場合にはどうすればよいですか。	登校してしまった児童・生徒は、学校で保護します。下校については、安全ため、原則、保護者への引き渡しを行います。順次、お迎えをお願いいたします。悪天候の場合には、気象庁の防災情報を確認してから登校をお願いします。
臨時休業の出欠席はどのようになっていますか。	臨時休業になった場合、その日は学校が休みになるため、出欠席の扱いはありません。
児童・生徒が在校中に警報が発表された場合どのようになっていますか。	市内の地域によって状況が異なることから、中学校区内の校長が協議し適切な処置を講じることになっており、小学校は中学校区の校長の判断になっています。下校する場合は、通学路の安全などを十分に確認してから下校としています。また、保護者による引き渡しや学校に待機などの対応を行うこともあります。学校から状況や対応等について、メール配信等がありますので、ご確認ください。
臨時休業となった場合に学校からのメール配信はありますか。	原則、学校からのメール配信は行わないこととしています。過去に起きた災害では、停電により学校からメール配信ができなかったことや、学校からのアクセスが集中しサーバがダウンしたことでメールが配信できず、また、メール配信に時差が生じたことがありました。臨時休業については、「警報等発表時の学校対応表」により判断をお願いします。また、教育委員会からも午前7時頃にふなばし情報メールと市ホームページで周知を行います。※状況によっては午前7時頃に配信や掲載できない場合があります。
大雨警報で臨時休業にするのは過剰な対応ではないですか。大雨警報で臨時休業とする理由を教えてください。	臨時休業の基準は、令和元年度の台風や大雨被害等を受けて令和2年7月に策定し、令和6年9月にも基準改訂について校長等と協議した上で、大雨警報を対象としています。大雨警報が発表されると、土砂災害や浸水被害、道路冠水の可能性があることから、児童・生徒の安全を第一と考えております。

<p>学校からのメールが遅れて届いてきます。</p>	<p>原則、学校からのメール配信は行わないこととしています。学校によっては校長判断によりメール配信を行う場合もありますが、アクセスが集中しサーバがダウンしてしまい、メール配信までに時差が生じたことがありました。臨時休業については、「警報等発表時の学校対応表」により判断をお願いします。また、教育委員会からも午前7時頃にふなばし情報メールと市ホームページで周知を行います。※状況によっては午前7時頃に配信や掲載できない場合があります。</p>
<p>積雪があった場合、市内一律で始業を遅らせることはできませんか。</p>	<p>午前7時の時点で「船橋市」に大雪警報が発表されている場合は、一律臨時休業としています。午前7時の時点で警報が解除している場合には、通常通りの始業としています。この場合、積雪の状況は市内各所によって異なることから、校長の判断で始業などの時間について対応することもあります。また、保護者の判断で登校を遅らせても遅刻扱いにはなりません。</p>
<p>台風の上陸が予報されている場合に、前日から臨時休業にすることはできませんか。</p>	<p>台風の進路が逸れたり、勢力が弱まったりし、警報が発表されない可能性もあることから、午前7時の時点で「船橋市」に警報(波浪、高潮除く)が発表されている場合、臨時休業となっております。</p>
<p>休日に警報が発表されている場合、部活動は行えますか。</p>	<p>部活動は行えません。休日も平日と同様の対応としています。</p>
<p>警報の確認方法について教えてください。</p>	<p>気象庁の防災情報で確認をお願いします。右のQRコードから確認できます。「船橋市」の情報を確認してください。</p> 
<p>ふなばし情報メールの登録方法について教えてください。</p>	<p>右のQRコードを読み取っていただき、案内に沿って登録をお願いします。配信カテゴリ選択では、「ふなばし災害情報」と「教育委員会からのお知らせ」>「臨時休業情報」と「◎重要情報(※必須登録)」の3つを必ず選択してください。</p> 